

令和6年度 現況調査の実施について

はじめに必ずご確認ください

中野区で施設等利用給付認定を受けているお子さまを対象に、保育の要件を確認するため年に1回現況調査を実施します。

現況調査書類のご提出が無い場合や保育の要件確認ができない場合は認定取消となる場合があります。以下の手順に沿って必ず現況調査書類をご提出ください。書類により要件が確認できた場合は、特に通知いたしませんのでご了承ください。

1	配布書類の確認	
	・ 令和6年度現況調査の実施について ・ 現況届 ・ 就労証明書×2	
2	保育の必要性を確認できる書類の準備	詳細はp. 2
	保育の要件によって提出書類が異なるためご注意ください。	
3	期限までに必要書類をすべて揃えて提出	詳細はp. 2～3
	① 現況届 ② (父の分) 保育の必要性を確認できる書類 ③ (母の分) 保育の必要性を確認できる書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">書類はホチキス留めせずにご提出ください</div>	

1. 提出期限

令和6年7月12日(金) <<提出期限までに必ずご提出ください>>

2. 提出書類【下記の①～③すべてを揃えてご提出ください】

①現況届

②（父の分）保育の必要性を確認できる書類

③（母の分）保育の必要性を確認できる書類

詳細は、現況届に記載されている
提出書類欄をご確認ください。

※ひとり親の方は①と②または①と③をご提出ください。

令和6年4月1日以降に②・③を提出された方

令和6年4月1日以降に保育の必要性を確認できる書類を既に提出しており、その後現在まで内容に変更がない保護者については提出不要です。

(例)父が転職したため、令和6年4月21日に父の就労証明書を提出した場合

→現況調査では①と③の提出が必要です。

令和6年度にお子さま（または兄弟姉妹）が入園された方

「復職証明書(区様式)」をご提出された(される)保護者については、保育の必要性を確認できる書類(上記②・③)の提出は不要です(ただし、復職時に就労条件に変更があった場合は「就労証明書(区様式)」の提出が必要です)。

(例)令和6年4月に入園したため、5月に母の復職証明書を提出した場合

→現況調査では①と②の提出が必要です。

※兄弟姉妹で在園されている方は、世帯で1部ご提出ください。

※中野区外から通園している方は、提出不要です。お住まいの自治体で現況調査が行われます。

3. 提出方法・提出先・お問い合わせ先

補助金申請用の返信用封筒（オレンジ色）に、住所・氏名を記入し、必要書類を入れて切手を貼りお送りください。**書類はホチキス留めせずにご提出ください。**

幼稚園やすこやか福祉センター、地域事務所には提出できないためご注意ください。

〈提出方法〉

提出は原則郵送となります。中野区役所3階子ども総合相談窓口を設置してあるポスト（現況届用）に提出していただくことも可能です（窓口での内容確認は行わないため、不備や不足がある場合は後日ご連絡いたします）。

〈提出先〉

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係（区役所3階）
〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号

〈お問い合わせ先〉

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係（区役所3階）
〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号
TEL03-3228-5793（月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時）

4. 家庭状況や保育の必要性の事由、認定区分に変更があった場合

現況調査の時期以外でも p. 4 の表に該当する変更がある場合には、変更があった日から2週間以内を目安に書類の提出が必要です。この現況調査の時点で必要な手続きをしていない場合は、現況調査の提出書類（p. 2 提出書類①②③）に加えて、p. 4 の表に記載されている書類の中で不足する書類も合わせてご提出ください。

（例）父が転職していたが、手続きをしていなかった。

- ①現況届
 - ②父就労証明書（転職後の会社のもの）
 - ③母の保育の必要性を確認できる書類
 - ④給付認定申請書（表面を記入して裏面へ。裏面は勤務状況の変更欄を記入）
- ※前職の退職日がわかる書類の追加提出を依頼する場合がございます。

（例）母が退職をされていて、現在は就労をしておらず、手続きをしていなかった。

- ①現況届（表面の下部に退職日記入）
- ②母の退職日がわかる書類
- ③母の保育の必要性を確認できる書類
- ④父の保育の必要性を確認できる書類
- ⑤給付認定申請書

※保育の必要性が確認できない場合は、新1号へ変更となります。

【家庭状況に変更があった場合の提出書類一覧表】

・現在、旧1号・新1号認定を受けている方で新2号認定を新たに希望される方は、

1. 給付認定申請書
2. 父母それぞれの保育の必要性を確認できる書類(新2号・新3号認定に変更する場合)の提出が必要です。

※住民税に関する書類を追加で依頼することがあります。

・現在、新2号・新3号認定を受けており、家庭状況に変更があった方は、下表をご確認ください。

事象		必要書類
氏名・住所の変更		なし(新たな氏名・住所が記載された認定通知書を必要とされる場合のみ給付認定申請書を提出)
就業時間・部署・勤務地の変更		なし(就業時間が月48時間未満になるような変更の場合はお問い合わせください)
出産 (母が就労要件の方)		産休後に育児休業を取得する場合は以下の書類を提出 ①給付認定申請書(裏面は「保育の必要性の事由」の部分を記入) ②育児休業期間証明書(区様式)または産休・育休期間が記載された就労証明書(区様式)
復職	育児休業から復職	①復職証明書(区様式) ※下のお子さんの認可保育所への入所に伴い復職証明書を提出する場合は1部で流用可能です。 児童氏名欄には保育園・幼稚園に在籍している全てのお子さんの氏名を記入してください。
	産休から復職	①復職証明書(区様式)
就職・転職	会社員・派遣社員・パート等	①給付認定申請書 就職の場合:裏面は「保育の必要性の事由」「勤務状況の変更」の部分を記入 転職の場合:裏面は「勤務状況の変更」の部分を記入 ②就労証明書(区様式)(就労開始日以降に記載してもらってください)
	自営業(親族経営含む)・経営主	①給付認定申請書 就職の場合:裏面は「保育の必要性の事由」「勤務状況の変更」の部分を記入 転職の場合:裏面は「勤務状況の変更」の部分を記入 ②就労証明書(就労開始日以降に記載してください) ③仕事内容や資格がわかる書類のコピー(開業届や営業許可書等) ④収入の証明(報酬の記録、通帳のコピー等)
退職		①給付認定申請書(裏面は「保育の必要性の事由」「勤務状況の変更」の部分を記入) ②退職日を証明する書類(離職票や源泉徴収票のコピー等)
結婚		①給付認定申請書 ②婚姻届の受理証明書または戸籍謄本(全部事項証明)のコピー 世帯に新しく加わった方に関する以下の書類 ③本人確認書類 ④マイナンバー確認確認書類(マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票等) ⑤父(母)の保育の必要性を確認できる書類(新2号・新3号認定を受けている方のみ)
離婚		①給付認定申請書 ②離婚届の受理証明書または戸籍謄本(全部事項証明)のコピー
死亡		①給付認定申請書



提出に必要な書類は中野区ホームページからダウンロード可能です。

<お問い合わせ・提出先> 中野区子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係

〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 電話 03-3228-5793